

赤外線カメラシステム保守点検業務仕様書

京都市立病院における赤外線カメラシステム保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、次のとおり必要な事項を定める。

1 対象機器

赤外線カメラシステム（浜松ホトニクス社製）PDE-NEO 1式

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院 手術室

3 契約期間

契約日から平成30年3月31日まで

4 契約条件

- (1) 契約期間中は、常に契約機種を良好に使用できる状態を維持するため、年1回の定期保守点検を行うこと。
- (2) 乙は、点検実施予定表を平成27年 月未までに甲の経営企画課へ提出すること。なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲の経営企画課へ報告すること。
- (3) 乙は保守点検業務の終了後速やかに、乙の所定の様式により保守点検業務実施結果に関する報告書を甲の対象機器の管理者へ提出し、その内容についての確認を得た後に、完了届書を甲の経営企画課へ提出すること。
- (4) 故障等緊急時には、乙は速やかに点検、調整、修理等を行うこと。
- (5) 定期点検の他、甲の申請によって、乙が部品交換作業等を行った場合は、別途作業料金等を算定する。
- (6) 甲は、1年ごとに、乙の請求により、委託料を支払う。

5 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定する。